

三重県医師会館使用規程

第1条 三重県医師会の施設は、本会の業務に差し支えない限り他に使用及び賃貸することができる。

第2条 本会施設を使用・賃貸することができる者は原則として次の通りとする。

1. 会員の集会
2. 各郡市医師会
3. 各医学会並びに医会
4. コメディカル職種団体
5. 関係行政機関並びに団体

但し、4. 5. については会長の承認したものに限る。

第3条 本会施設のうち、使用・賃貸する室は次の通りとする。

1. 1階 健康教育室
2. 1階 健康教育委員会室
3. 2階 中会議室－1
4. 2階 中会議室－2
5. 2階 地域医療委員会室
6. 2階 大ホール
7. 4階 会議室
8. 4階 代議員会室
9. 5階 和室

第4条 使用・賃貸する室の使用時間は次の通りとする。但し、理事会の議を経て会長が許可した場合はこの限りでない。

- ・全日 9時30分～17時
- ・半日 9時30分～12時30分
又は13時～17時

第5条 本会の施設を使用しようとする者は、所定の使用申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

第6条 使用承認を受けた者は別表に定める使用料を納めなければならない。

但し、理事会の議により特別の事情ある場合は使用料を減免することができる。

第7条 本会施設の使用目的が公益を害し、又は施設を損し、若しくは本会の運営目的に反すると認められる場合はその使用を承認しない。

使用承認後と雖も前記の事実が判明したときはその承認を取り消すものとする。

第8条 使用を承認した室を本会において緊急に使用しなければならない事由が生じた時は、その使用承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

第9条 使用者は下記事項を厳守すると共に入場者にもこれを厳守させねばならない。

1. 使用承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡若しくは転貸

しないこと。

2. 使用承認を受けない室又は物件を使用しないこと。

3. 建物又は付属物を毀損若しくは汚損しないこと。

4. 火災予防には特に注意すること。

5. 医療機器の展示等外部から物件を館内に持ちこむ場合は、あらかじめ許可を得ること。

6. 風紀をみだし、喧騒にわたらないよう 留意すること。

7. 原則として酒類の提供はしないこと。

第 10 条 使用後は直ちに使用前の状態に戻し、清掃を行い、特に火気の始末に注意して管理者に引き渡すこと。

第 11 条 使用者は使用中建物又は付属物を毀損若しくは滅失した時は、何人の行為たるを問わず使用者においてその損害を賠償しなければならない。

第 12 条 この規程の変更は理事会の議を経なければならない。

付 則

1. この規程は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程は平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

3. この規程は平成 17 年 11 月 5 日から施行する。

4. この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

三重県医師会館使用料金表

H26. 4. 1改定

区分 室名	定員	平日, 土・ 日祝日別	使用料 (税込)		備 考
			全 日	半 日	
健康教育室 (1 階)	100	平 日	27,000 ^円	19,440 ^円	
		土・日祝日	32,400	22,680	
健康教育委員会室 (1 階)	15	平 日	4,320	2,160	
		土・日祝日	5,400	3,240	
中会議室 - 1 (2 階)	24	平 日	10,800	8,640	
		土・日祝日	14,040	9,720	
中会議室 - 2 (2 階)	20	平 日	8,640	6,480	
		土・日祝日	10,800	7,560	
中 会 議 室 (2 階)	40	平 日	16,200	10,800	隣接する中会議室 - 1・2を隔てている 壁を取り外した状態 となります
		土・日祝日	19,440	14,040	
大 ホ ー ル (2 階)	300	平 日	43,200	30,240	冷暖房設備を使用し た場合は使用料の 25%が別途必要とな ります
		土・日祝日	48,600	34,560	
地域医療委員会室 (2 階)	30	平 日	12,960	9,720	
		土・日祝日	17,280	11,880	
代 議 員 会 室 (4 階)	100	平 日	27,000	19,440	
		土・日祝日	32,400	22,680	
会 議 室 (4 階)	20	平 日	8,640	6,480	
		土・日祝日	10,800	7,560	
和 室 (5 階)	10・8畳	平 日	8,640	6,480	
		土・日祝日	10,800	7,560	

[設備・備品の使用料]

- ・ビデオ, 液晶プロジェクター (1回につき) 5,400円
- ・スライド, OHP, カセットデッキ, DVDプレイヤー (1回につき) 3,240円
- ・マイクロホン (1回につき) 3,240円
- ・レーザーポインター (1回につき) 1,080円

※ 詳細については三重県医師会事務局までお問い合わせください。(TEL:059-228-3822)